

第52号議案

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年加東市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

学校評議員	年額 5,000円
-------	-----------

第2条 加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

第1条中「第3条第3項第3号」の右に「及び第3号の2」を加え、「掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者(以下「非常勤の嘱託員等」という。)」を「定める特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)」に改める。

第2条及び第3条第1項中「非常勤の嘱託員等」を「特別職の職員」に改める。

別表スポーツ推進委員の項、青少年補導委員の項、英語指導助手の部、消費生活相談員の項、市税等徴収員の項、納税相談員の項及びスクールソーシャルワーカーの項を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から

施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例は、平成31年4月1日から適用する。

## 第 5 2 号議案 要旨

### 加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (要旨)

#### 1 改正理由

- (1) 加東市立認定こども園の運営に関し、外部評価として専門的な見地から意見を徴し、保護者や地域住民と連携を図り特色ある教育、保育を主体的に展開する必要があることから、学校評議員を設置するため、所要の改正を行うもの。
- (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、現行で定める特別職非常勤職員について、法令に基づき設置されている職種等の範囲を限定すること及び任用要件を満たさない職種等に区分けするため所要の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

- (1) 非常勤の嘱託員等に学校評議員を加え、その報酬の額を定めること。（第 1 条関係）
- (2) 特別職非常勤職員として任用すべき職並びにその報酬及び費用弁償について定めること。（第 2 条関係）

- 3 施行期日
  - (1) 2 (1)関係 公布の日（平成 31 年 4 月 1 日から適用）
  - (2) 2 (2)関係 令和 2 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案																		
<p>○加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー</td> <td>1日 15,500円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(略)	(略)	スクールソーシャルワーカー	1日 15,500円	(略)		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー</td> <td>1日 15,500円</td> </tr> <tr> <td>学校評議員</td> <td>年額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(略)	(略)	スクールソーシャルワーカー	1日 15,500円	学校評議員	年額 5,000円	(略)	
区分	報酬の額																		
(略)	(略)																		
スクールソーシャルワーカー	1日 15,500円																		
(略)																			
区分	報酬の額																		
(略)	(略)																		
スクールソーシャルワーカー	1日 15,500円																		
学校評議員	年額 5,000円																		
(略)																			
<p>○加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に 関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほ か、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第 3号_____に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査 員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者（以下「特別職の嘱託職員 等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるも のとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>加東市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に 関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほ か、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第 3号及び第3号の2に定める特別職の職員で非常勤のもの（以下 「特別職の職員」という。） _____の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるも のとする。</p>																		

(報酬の額及び支給方法)

第2条 非常勤の嘱託員等の報酬の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する非常勤の嘱託員等以外で市長が勤務の特殊性その他特別の理由があると認める非常勤の嘱託員等の報酬の額は、前項に規定する額との均衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額とする。ただし、月額で支給する場合における就職した月及び離職し、又は死亡した月の報酬の額は、日割りにより計算した額とする。

第3条 非常勤の嘱託員等が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 (略)

別表 (第2条関係)

区分		報酬の額
(略)		(略)
選挙管理委員会	(略)	(略)
	期日前投票立会人	1日 9,600円
スポーツ推進委員		年額 48,000円
青少年補導委員		年額 15,000円
英語指導助手	週35時間勤務の者	月額 310,000円
	週29時間勤務の者	月額 256,000円

(報酬の額及び支給方法)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する特別職の職員以外で市長が勤務の特殊性その他特別の理由があると認める特別職の職員の報酬の額は、前項に規定する額との均衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額とする。ただし、月額で支給する場合における就職した月及び離職し、又は死亡した月の報酬の額は、日割りにより計算した額とする。

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 (略)

別表 (第2条関係)

区分		報酬の額
(略)		(略)
選挙管理委員会	(略)	(略)
	期日前投票立会人	1日 9,600円
福祉事務所嘱託医師		1日 20,100円
学校評議員		年額 5,000円
(略)		(略)

	週 2 3 時間 1 5 分勤務の者	月額 205,000円
	週 1 5 時間 3 0 分勤務の者	月額 137,000円
	週 1 1 時間 4 0 分勤務の者	月額 103,000円
消費生活相談員		1日 12,000円
市税等徴収員		月額 92,000円 + 500円 × 徴収件数 + 過年度分徴収金額 × 5パーセント + 現年度分徴収金額 × 2.5パーセント
納税相談員		月額 81,000円 + 50円 × 相談件数
福祉事務所嘱託医師		1日 20,100円
スクールソーシャルワーカー		1日 15,500円
学校評議員		年額 5,000円
(略)		